

東大阪市子ども・子育て 支援事業計画

概要版



平成 27 年 3 月
東大阪市



計画の概要

1. 計画の基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪

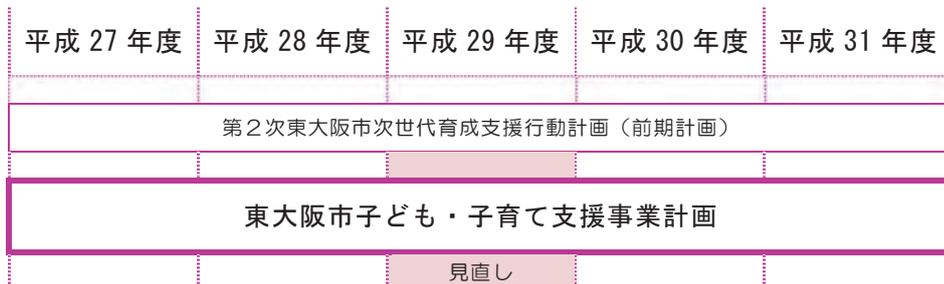


市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

- ※基本理念は東大阪市次世代育成支援行動計画の理念を継承しています。
- ※本計画は子ども・子育て支援法による法定計画です。
- ※子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。



3. 計画の対象

東大阪市内に在住する妊婦・12 歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

4. 計画の基本的な考え方

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

- ① 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- ② 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③ 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します。
- ④ 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

1 **子どもの育ち** 成長していく力
 周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
 →周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得

2 **子育てとは**
 子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程
 →保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。

☆これらについて、社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

すべての子どものために

- ① すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
- ② すべての子どもがすこやかに成長するために

現状分析

東大阪市子ども・子育て会議

アンケート調査

在宅子育て家庭の座談会

施策展開に向けて



5. 現状の課題

子育て家庭の現状

- 核家族化に伴う地域における孤立化、障害、疾病、虐待、貧困などによって、子どもの成育や健康、教育の機会に格差が生まれています。
- 社会的な支援の必要性の高い子どもや子育て家庭が増加
⇒地域力低下、子育て不安を感じる人が5割近く
- 少子化の進行(合計特殊出生率 1.32[平成 25 年])
- リーマン・ショック以降の社会経済情勢と待機児童の増加
- 4・5歳については 95.2%が保育所(園)もしくは幼稚園に入所(8,209人中在宅児童 391人)[平成 25 年度]
- 0歳から2歳については在宅で育てている方が全体の 75.2%(11,502人中 8,648人)[平成 25 年度]

保育所(園)・幼稚園等の現状

【交流・育児相談】

- ・市内5箇所の子育て支援センター
- ・市内16箇所のつどいの広場

【保育所(園)】

- ・公立12園、うち公共社会福祉事業協会委託1園
- ・私立54園

【幼稚園】公立19園、私立22園

【認可外保育施設】26施設

【子育てサークル等】87箇所

- 0歳から2歳では待機児童が出るなど受け入れ資源の不足があります。
- 4・5歳については保育所(園)、幼稚園の利用希望を概ね充足しています。
- 幼稚園の定員割れが進んでいます。民間幼稚園の定員充足率 73.5%、公立幼稚園の定員充足率 46.8%

[平成 25 年 5 月]

課題

- 待機児童の解消
- 東大阪市でこれまでに培ってきた質の維持
- どこに通っていても質の高い教育・保育を保障する
- 地域子育て支援事業の拡充の必要性(誰もが・いつでも・気軽に相談・利用できる環境整備)
- 在宅向けサービスの不足(育児・子育て相談、一時預かり、子育て支援センターなど集まれる場の増設)
- 既存の保育所(園)・幼稚園の仕組みだけではニーズに対応しづらい状況
⇒幼保一体化、幼保連携型認定こども園等の推進が望まれています。
- 社会資源の再編整備



東大阪市の公立・民間でこれまで取り組んできた教育・保育の質を維持しながら、課題の解決を目指します。

6. 施策展開に向けて



戦略的に取り組むための3つの柱

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

↳ 幼稚園と保育所の良いところを一緒にした幼保連携型認定こども園の整備などに取り組みます。

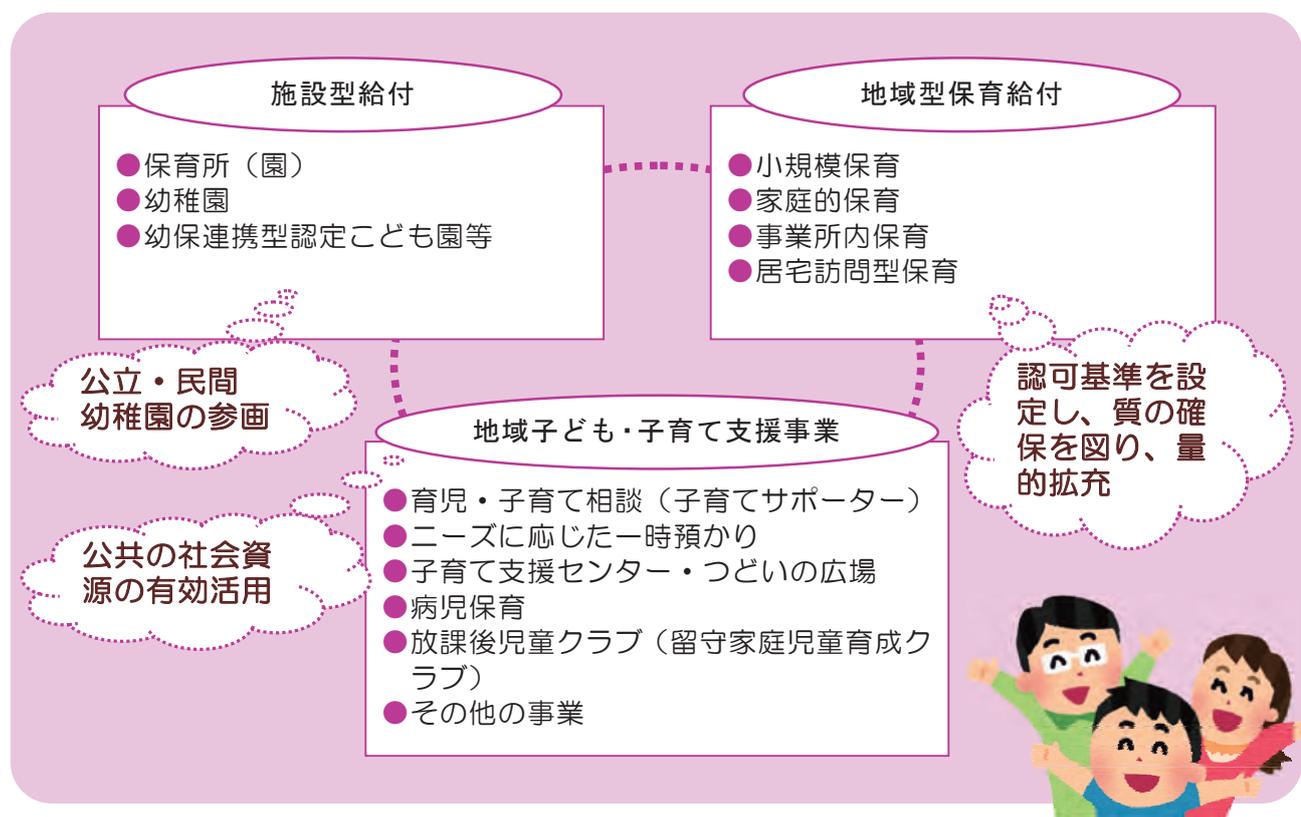
② 待機児童の解消

↳ 民間活力による供給量の拡大、小規模保育施設の整備などにより待機児童ゼロを目指します。

③ 在宅での子育て支援の拡充

↳ 買い物、通院、リフレッシュ等を目的とした、必要な時に使える一時預かりをスタートします。

7. 東大阪市の少子化対策3本の矢



8. 公立の施設について

公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像の考え方

- 1 地域における子ども・子育て支援強化
- 2 民間施設との連携の工夫
- 3 公の持つ強みに応じた役割再編
- 4 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

公共の社会資源の有効活用を図るため、公立の教育・保育施設の再編整備にも取り組めます。

新たなセーフティネットとして公立の施設

子どもにやさしいまちづくり ～公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点に～

老朽化や耐震性に対応し、周辺に位置する施設を集約した再編整備

リージョンごとに公立幼保連携型認定こども園や
子育て支援センターの整備など

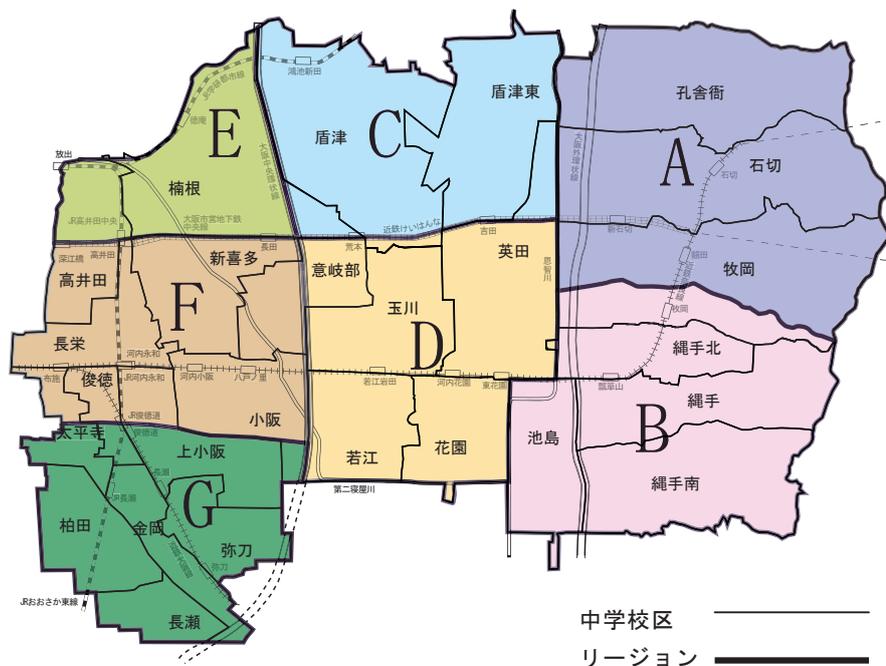


市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

計画の具体的な取り組み

1. 提供区域の設定

施設等の確保に向けた需給調整を検討するために、目安となる区域（圏域）を設定します。提供区域外の施設が利用できないわけではありません。



計画の具体的な取り組み

(1) 教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とします。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

施設・事業名	対応方針
① 延長保育（時間外保育）事業	市域全体
② 留守家庭児童育成事業	小学校区
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体
④ 地域子育て支援拠点事業	リージョン
⑤ 一時預かり事業	市域全体
⑥ 病児保育事業	
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑧ 乳幼児家庭全戸訪問事業	
⑨ 養育支援訪問事業	
⑩ 妊婦健診	
⑪ 利用者支援事業	

2. 支給認定区分について

利用可能な施設

1号認定：教育標準時間認定
満3歳以上で、教育を希望される場合

幼稚園・認定こども園

2号認定：満3歳以上保育認定
満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し保育所等での保育を希望される場合

保育所（園）・認定こども園

3号認定：満3歳未満保育認定
満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し保育所等での保育を希望される場合

保育所（園）・認定こども園・
小規模保育

※2号・3号については、さらに保育の必要量に応じて保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）に区分されます。

3. 就学前児童の学校教育・保育の必要見込み量と確保方策について

表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

（単位：人）

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号 (幼稚園)*		
(ア) 需要量（平成31年度）	5,817	4,222	797	688	2,446
(イ) 現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
(ウ) 必要見込み量（平成31年度）	—	—	▲797	▲188	▲368
(エ) 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907	60	260
	小規模保育施設	—	—	135	321
	合計	▲907	907	195	581
(オ) 公立再編整備による増減	▲1,939	227	—	▲32	▲42
(カ) 民間保育園等による確保方策	—	—	—	45	—
(キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計	997	344	—	20	171

(ア) 需要量・・・アンケート調査を元に算出されるニーズ量

(イ) 現在の供給量・・・平成25年度の認可定員をもとに算出される施設の供給量

(ウ) 必要見込み量・・・(イ) - (ア) により算出される量。▲は不足を表しています。

(エ) 確保方策・・・施設の整備等により新たに提供される量

(オ) 公立再編整備による増減・・・公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量

(カ) 民間保育園等による確保方策・・・民間保育園による定員の拡充

(キ) 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計・・・(ウ) + (エ) + (オ) + (カ) により算出される量

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

※ 確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

4. 就学前児童の学校教育・保育の確保策について



(1) 確保施設数（リージョン別 3号認定の確保施設数）

表 リージョン別 3号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 26 年度～ 平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	小規模 保育	幼保連携型 認定こども園	小規模 保育	幼保連携型 認定こども園	小規模 保育	幼保連携型 認定こども園
A地域	2	1	2	1	3	1
B地域	3	—	4	1	5	1
C地域	—	1	2	1	2	1
D地域	2	1	2	1	3	1
E地域	—	1	—	1	—	1
F地域	8	—	10	4	11	4
G地域	—	1	—	1	—	1
合計	15	5	20	10	24	10

※ 施設整備を行う年度に確保方策を計上しています。施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。

※ 平成 28 年度以降の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

(2) 確保施設数（リージョン別 2号認定の確保施設数）

表 リージョン別 2号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 26 年度～ 平成 27 年度	平成 28 年度
	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園
A地域	1	1
B地域	1	2
C地域	1	1
D地域	1	2
E地域	2	2
F地域	2	6
G地域	2	2
合計	10	16

※ 施設整備を行う年度に確保方策を計上しています。施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。

※ 平成 28 年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



5. 「認定こども園」とは

認定こども園

0～5歳



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の良いところを1つにして、それぞれの機能を持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所（園）からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

6. 「地域型保育」とは

地域型保育

0～2歳



施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。その際には、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していきます。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育
家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。 3 事業所内保育
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。 | <ol style="list-style-type: none"> 2 小規模保育
少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。 4 居宅訪問型保育
障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。 |
|--|--|

7. マンパワーの発掘 ～人材マッチング事業～

各種サービスを具現化するために

幼稚園、保育所（園）の資格保有者の発掘や人材の確保、公立・私立の保育士と幼稚園教諭との新たな交流の場の創出に向けて、「公私・幼保合同講演会・人材マッチング事業」等を実施するとともに、雇用主や事業主向けのセミナーの開催も検討します。

人材マッチング事業

潜在している保育士・幼稚園教諭や、保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、就労につながるような講演会・セミナー（例えば、「女性労働セミナー」「転職・再就職準備セミナー」「幼稚園教諭・保育士の仕事の魅力についての講演」など）と、私立・公立保育所（園）・幼稚園関係者との面談を一体的に行い、人材確保を促進するものです。私立・公立保育所（園）・幼稚園の関係者や現職が一同に会する中で参加者は各々の施設の特徴や待遇面、雰囲気や直接、把握することができます。

人材マッチング事業の周知

市の広報紙やケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブックなどの媒体を活用して情報を発信したり、事業チラシの新聞への折り込み及び市内公共施設への設置等によってPRしたりするなど、様々な機会や媒体を通じて広報活動を展開します。

図 マンパワーの発掘（潜在保育士マッチング事業）



8. 地域子ども・子育て支援事業の主な確保策

(1) 一時預かり事業

幼稚園型

《事業内容》幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

《実施場所》各幼稚園・認定こども園

就労型

《事業内容》主に就労しているが保育所（園）に入所できない場合や不規則の就労に対応します。実施主体や施設基準は従来の一時的預かり事業と同様に既存の保育所（園）や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行います。

《実施場所》各保育所（園）・認定こども園

リフレッシュ型

《事業内容》主に在宅で子育てされている方を対象としてリフレッシュや通院などが目的の一時的な預かりに対応します。実施基準は従来の一時的預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所（園）以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っていきます。

表 本市の一時的預かり事業の概要

	幼稚園型	一般型	
		就労型	リフレッシュ型
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・認定こども園の在園児 ● 親の就労形態として共働きや専業主婦（夫）を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童 ● 親の就労形態としては共働きで不規則な就労を希望する場合を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童 ● 買い物、通院、リフレッシュなどを目的 

新たにスタートします。

一般型の一時預かり事業について、既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等の利用について検討します。必要見込み量を確保できるように公共施設の空きスペース等の活用等に努めます。

表 一般型の一時預かり事業の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用(人日)	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外(預かり保育と2号認定による定期的な利用以外)(人日)	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156
現在の供給量(上記以外のみ)(人日)		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
	人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)(人日)	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

* 2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品

(2) 利用者支援事業

利用者支援事業

《事業内容》子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。各福祉事務所に専門の支援員（子育てサポーター）を配置し、相談支援を充実します。

表 必要見込み量と確保方策

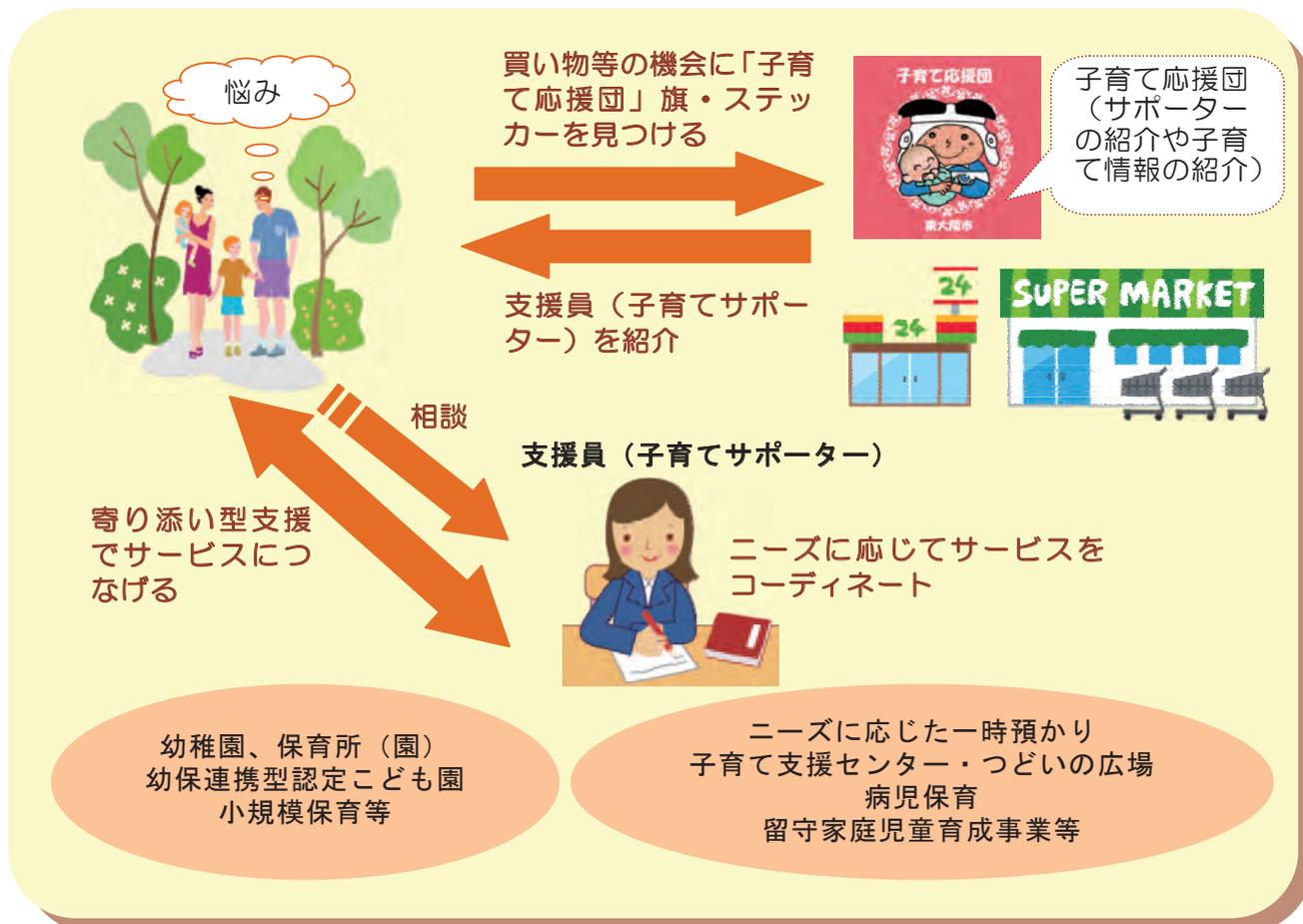
(単位：拠点数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	5	7	7	7
現在の供給量*	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲2	▲4	▲4	▲4
確保方策	—	2	4	4	4

* 平成 26 年度

※ 平成 29 年度以降の確保拠点数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

図 利用者支援事業等の展開



(3) 留守家庭児童育成事業

留守家庭児童育成事業

- 《対象》小学生（施設整備の状況に応じて対象児童を6年生まで引き上げ）
- 《事業主体》地域運営委員会と民間事業者の2種類
- 《実施場所》各小学校敷地内
- 《運営》市補助金と保護者負担金を財源に運営。運営主体との協定において、すべてのクラブの開設日数・時間の統一と拡充を行います。
- 《連携》学校運営との連携や保護者、地域との連携を図るため「地域連携会」を開催
- 《開設時間》授業のある日：放課後から午後6時30分
 長期休業日：午前8時30分から午後6時30分
 土曜日：午前8時30分から午後5時
 ※原則5時までとし、午後5時以降の時間延長を希望する場合は保護者等のお迎えが必要。
- 《指導員》必ず1名は有資格者である放課後児童支援員が配置されます。

留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消とともに入会を希望するすべての留守家庭児童を収容できる施設提供を行うため、各小学校の余裕教室の有効活用を推進しながら、平成27年度にかけて年次的に全クラブで6年生までの収容可能な施設整備を行い、国基準に準拠した専用面積を確保します。

表 必要見込み量と確保方策

(単位：人)

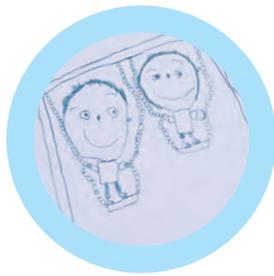
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
需要量	低学年	2,754	2,671	2,585	2,505	2,416
	高学年	1,260	1,221	1,183	1,145	1,108
	合計	4,014	3,892	3,768	3,650	3,524
現在の供給量*		2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
必要見込み量		▲1,027	▲905	▲781	▲663	▲537
確保方策		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070

* 平成26年度の一人当たりの面積認基準をもとに算出される施設の供給量

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。



市内の保育所・幼稚園に通う5歳児の作品



東大阪市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行 平成27年3月

東大阪市 子どもすこやか部 子ども・子育て新制度準備課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3201

FAX 06-4309-3817

絵画協力 市内の保育所、幼稚園に通う子ども達



ラグビーのまち
東大阪

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。